



交野市告示 第 189 号

公 示 送 達 に つ い て

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び交野市税条例(平成15年条例第38号)第7条の規定により公示送達する。

送達書類は、交野市市民部課税課において保管し、送達を受けるべき者が判明すれば、直ちに交付するものとする。

なお、送達を受けるべき者が判明しない場合は、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 12 日

交 野 市 長 山 本



対象者及び送達書類

別紙「対象者及び送達書類一覧」のとおり

対象者及び送達書類一覧

公示番号	対象者氏名	送達書類
1	安田 斗輝哉	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
2	株式会社 望	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
3	山下 真夏	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
4	大上 慶士	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
5	株式会社 ecoハウスサポート	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
6	藤村 隆杜	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
7	NGO TAN LINH	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
8	AZIS SETYO AJI	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
9	HUYNH THIEN PHU	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知
10	INOCENCIO ELEAZAR M OLETA	地方税法第13条第1項の規定に基づく通知